

第二百一回国会 経済産業委員会議録 第九号

令和二年五月十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事

大岡 敏孝君

理事

小林 鷹之君

理事

武藤 容治君

理事

山岡 達丸君

理事

畦元 将吾君

理事

安藤 高夫君

理事

石崎 徹君

理事

神田 幸之助君

理事

辻 清人君

理事

野中 厚君

理事

穂坂 泰君

理事

細田 健一君

理事

山際 大志郎君

理事

和田 義明君

理事

落合 貴之君

理事

斎木 武志君

理事

笠井 誠君

(内閣官房内閣審議官)	山内 智生君
(政府参考人)	佐野圭以子君
(内閣法制局第一部長)	北川 哲也君
(金融庁総合政策局政策立案課長)	松尾 元信君
(政府参考人)	佐市君
(総務省大臣官房審議官)	森 源二君
(政府参考人)	鈴木 淳司君
(総務省大臣官房審議官)	要君
(政府参考人)	昭政君
(総務省大臣官房審議官)	陽一君
(内閣官房内閣審議官)	竹村 晃一君
(気通信事業部長)	重藤 哲郎君
(国税庁課税部長)	迫井 正深君
(厚生労働省大臣官房審議官)	山本 史君
(厚生労働省大臣官房審議官)	吉永 和生君
(厚生労働省大臣官房審議官)	小澤 典明君
(政府参考人)	藤木 俊光君
(経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)	中原 裕彦君
(政府参考人)	宮下 一郎君
(内閣府副大臣)	遠山 清彦君
(財務副大臣)	橋本 岳君
(厚生労働副大臣)	小島 敏文君
(厚生労働大臣政務官)	自見はなこ君
(経済産業大臣政務官)	中野 洋昌君
(政府参考人)	向井 治紀君
(内閣官房内閣審議官)	奈須野 太君
(政府参考人)	西山 圭太君
(政府参考人)	村瀬 佳史君
(資源工エネルギー庁電力・ガス事業部長)	西山 圭太君
(政府参考人)	井上田 洋二君
(経済産業省商務情報政策局長)	見書(宮城県議会)(第一七七〇号)
(政府参考人)	福島第一原発の放射能汚染水の取り扱い及び新たな風評が生じないよう徹底した対策を求める意見書(福島県湯川村議会)(第一七七一号)
本日の会議に付した案件	は本委員会に付託された。

四月二十八日

中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案(後藤祐一君外七名提出、衆法第九号)

五月十一日

辞任 高村 正大君
補欠選任 古賀 篤君

五月十二日

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○富田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審議官安居徹君、内閣官房内閣審議官山内智生君、内閣法制局第一部長北川哲也君、金融庁総合政策局政策立案課長松尾元信君、総務省大臣官房審議官森源二君、総務省総合通信基盤局電気通信事務部長竹村晃一君、国税庁課税部長重藤哲郎君、厚生労働省大臣官房審議官迫井正深君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、厚生労働省大臣官房審議官山本史君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官中原裕彦君、経済産業省大臣官房審議官小澤典明君、経済産業省大臣官房審議官藤木俊光君、経済産業省大臣官房審議官吉永和生君、経済産業省大臣官房審議官中原裕彦君、経済産業省大臣官房審議官上田洋二君、経済産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源工エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

うツイートが五百万件、相当広がっているということがあります。これだけ今事業者さんたちが苦しんでいる中でこの法律を上げてくると、いうのは、閣僚の一人として、大臣、どのように思われますでしょうか。

○梶山国務大臣 御指摘の検察官定年延長法案の国会審議の進め方につきましては、国会がお決めになること、あります。経済産業大臣としてコメントすることは差し控えたいと思つております。

○宮川委員 政府案として法律が出ているというふうに私は認識しているんですけれども、こういふのは、私は、このコロナの時期にこれだけ苦しんでいる方々がいらっしゃる中で、不適切だといふことを強く、ですから、今の国家公務員法の改正からせひ切り離していただきたいというふうに、改めて国民の皆様の気持ちも含めてお話ししたいというふうに思います。

もう一つ、今、このコロナで非常に重要な中で議論されている重要な法案で、年金制度の改正があります。これはきのう衆議院を通過したわけでありますけれども、これはもう少し経産委員会とかでも議論すべきだったんじゃないかというふうに私自身は思つてはいるんすけれども。

これは、年金制度が、短時間労働者、非正規雇用の方々等が厚生年金に入つてもううることであります、それが一つの内容でありますけれども、今まで五百人超の企業が課されていたものが五十人超の企業になるということです。私は、やはり今の年金制度を考えたときに短時間労働者の方々がこういう形になつた方がいいと思つて、いますので昨日も賛成をしたということでありますけれども。これには大前提として、中小企業の方々をしっかりと支えることが前提にある、というふうに私は思つて、います。しかし、少なくとも、コロナでちゃんと議論が見えて、いんすけれども、この法律は今進んでいるけれども、じゃ、中小企業者の方々にどうするのかといふのがほとんど聞こえてきていないんですが、

大臣、どのように考えていらっしゃいますでしょ

うか。

○梶山国務大臣 今国会に提出されています国民年金法等改正案では、令和四年以降、段階的に使用者保険の適用を拡大することとしており、このことは必要であると思つております。

ただ、足元では、新型コロナウイルスの影響により、中小企業、小規模事業者を取り巻く環境が極めて厳しいことを踏まえ、まずはこうした事業者の事業継続と雇用の維持に万全を尽くしてまいりたいと思つております。

具体的には、持続化給付金、また各種の融資、さらに税や社会保険料の猶予など、手元資金の確保などにあらゆる手段を駆使して事業者の皆様を支えてまいりたいと思っております。

また、中小企業が難局を越えた先の道筋をしつかりとつけて、適用拡大にもしつかりと対応いただけるよう全力で取り組んでまいりたいと思つております。

○宮川委員 中小企業の方々何人かと私はお話ししているんですけど、やはりコロナでいっぱいいいっぱいで、商工会とかもそうなんですが、年金のことまで考えられませんということをおっしゃつています。

始まるのがまだ数年あるわけですから、ただ、しっかりやるよというメッセージをぜひ出していただいて、そして、何とか今この困難を乗り越えられるように頑張つていければというふうに思つます。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

まずは冒頭、まだこのコロナ禍の中、医療の現場を支えていただいている皆様をして社会インフラを支えていただいている全ての皆様に敬意と感謝を申し上げ、一人でも多くの皆様が早期に回復できる環境整備をするために、この委員会でも全力を尽くすことをお誓い申し上げ、質問に入りました。

本日は、大きく三つのテーマを取り上げさせていただきたいと思います。

一つは、これまで経産省も関係しながら開発を進めてきた高速型のPCR検査装置について、そして二点目は中小企業支援、そして三点目はマスクの流通に寄与し得る在庫情報の共有システムについて、この三つを取り上げていきたいと思います。

お忙しい中、本日は、厚生労働政務官の小島政務官にもお越しをいただきまして、ありがとうございます。冒頭質問させていただきたいと思います。

今、宮川委員の質疑でも取り上げておりましたけれども、現在のPCR検査数は、本日の資料一に示しますように、四月末の段階で全国で約八千五百ありました。現在までに、感染研や保健所などに加えまして、民間、医療機関や大学などでの検査も広がり、徐々にその検査数は増加傾向にあります。

ただ、一方、新型コロナウイルス感染症にかかるらず、ほぼ全ての感染症は、早期発見によつて重症化を防ぐことができます。私は、現在のように多くの国民が自分自身あるいは身近な人が感染している可能性におびえながら、国民経済、国民生活が本来の力を發揮できない事態を一刻も早く脱しなければならないというふうに考えております。

そのためには、PCR検査を國民の誰もが、いつもどこでも、すぐに受けられる環境整備と、いうものが今後のウイズコロナ時代の新たな日常を構築するためには非常に重要な政策課題であるというふうに考えております。

そこで私が注目してきたのが、検体採取から判断までを約一時間で完了できる高速なPCR検査装置であります。この装置は産総研などが民間企

業と協力しながら開発してきたものでそれとも、四月から現場への導入が開始されたと承知をしております。

私は、この時短型のPCR検査装置をより普及させ全国に展開していくべきだと考えておりますので、まず冒頭、厚労政務官にお伺いしますが、この装置に関する政府の開発導入目標の全体像をお聞かせいただきたいと思います。

次いで、二問目も一緒に聞いてしまいますが、この装置の現在の導入先、導入台数、そのうちの稼働台数、そして、これまでの検査実績の総数などをについて、実績面についてもお答えをいただきたいと思います。

○小島大臣政務官 お答え申し上げます。

PCR検査の検査機器につきましては、御指摘の短時間での検査が可能な簡易検査機器を含め、さまざまな機器が導入されていることは承知いたしております。

○小島大臣政務官 お答え申し上げます。

PCR検査の検査機器につきましては、御指摘の短時間での検査が可能な簡易検査機器を含め、さまざまな機器が導入されていることは承知いたしております。

PCR検査の検査機器を導入するにつきましては、各地方自治体において、それぞれの必要性等を踏まえ御判断いただくものであります。厚生労働省といたしましては、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられる体制を確保する観点から、今回の補正予算で創設いたしました緊急包摺支援交付金において、地方自治体や検査を実施する機関が行うPCR検査の検査機器の設置を広く支援することいたしておるところでございま

す。

国立感染症研究所において、先ほど幾つかあると言つたんですけれども、次世代シーケンサーあるいはリアルタイムPCR装置、そして、等温遺伝子増幅装置、これはLAMP法というそうですねけれども、約二十一種類あるように聞いています。そこで私が注目してきたのが、検体採取から力に推進することで、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

そして、二問目でございますけれども、委員おつしやいました総検査実績でござりますけれども

も、我が国のPCR検査実績は、五月十一日時点におきまして五千二百二件、累計約三十四万件でありますと承知をいたしております。

各検査機関におきましてどういった検査機器を導入しているかにつきましては、把握をしておりません。御指摘の個別の検査機器ごとの導入先や導入数、稼働台数についても、把握をしていないというのが現状でございます。

○浅野委員 このPCR検査、どういう種類のもの

のがどこにどれだけ納入されているかというの

は把握していないとということなんですねけれども、経

済産業省の事業として、高速型のPCR検査機器

の開発をスタートさせた時点で、やはりその必要性があつたんだろうと思います。

私も、一問目にその導入目標を伺つたんです

が、医師の判断によって全ての人が検査を受けら

れるような環境にするようについて今御答弁だつたので、私が望んだ答弁とは少し違うんですけれども、その考え方を否定する気はございません。

しかしながら、やはり、全国でどれくらいの需要

があつて、そして今どれくらいそれが満たされて

いるのか、現状把握については、引き続き、厚労

省もそうですけれども、経済省としても目標を配つ

ていただきたいということを申し上げたいと思ひ

ます。

次の質問に移りますけれども、資料二の方に

は、今少し触れました時短型のPCR検査装置に

関する経済産業省のニュースリリースが掲載され

てございます。この記事によれば、この装置は全

国十六ヵ所の医療機関に導入されたというふうに記載がございました。そして、それを調べたところ、資料三に、その調べた結果を載せております

が、この装置が導入された十六の医療機関と、そ

の医療機関が所在する都道府県を、最初に緊急事

態宣言の対象となつた七都府県 そして四月十六

日に対象地域が全国に拡大された際に特定警戒地

域に指定された六道府県、さらに、それ以外の三

十四県に分類して、マーキングをして表にまとめたものであります。

○浅野委員 このPCR検査、どういう種類のもの

のがどこにどれだけ納入されているかといふのは把握していないと

いることなんですねけれども、経

済産業省の事業として、高速型のPCR検査機器

の開発をスタートさせた時点で、やはりその必要性があつたんだろうと思います。

私も、一問目にその導入目標を伺つたんです

が、医師の判断によって全ての人が検査を受けら

れるようになる環境にするようについて今御答弁だつたので、私が望んだ答弁とは少し違うんですけれども、その考え方を否定する気はございません。

しかしながら、やはり、全国でどれくらいの需要

があつて、そして今どれくらいそれが満たされて

いるのか、現状把握については、引き続き、厚労

省もそうですけれども、経済省としても目標を配つ

ていただきたいということを申し上げたいと思ひ

ます。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

この十六の医療機関に国費で配置をしたといふ

ことでござりますが、これを行つた目的から申し

上げますと、これは、実際に、このジーンソック

がコロナ感染症の分析に使えるということであり

ますので、これを実際の医療現場に置いてみて、

そこで、実際の診断や治療行為の流れの中でどの

ように使えばいいのか、あるいは、どういうふう

に気をつけてハンドリングしていくのか、そう

いったようなノウハウをここで確立するといふこ

とが目的でございます。

そのためには、今回配備いたしました十六の医療

機関に関しましては、一つは、まず、そもそもこ

の新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来

訪される、そういう機関でなければならぬ、こ

れは当然のことだと思います。

それから、二つ目には、当然、操作方法等につい

てはノウハウを蓄積するという観点から、この

ジーンソック、実はほかの疾患で検査で既に使つ

ているケースがあるわけでございますが、そう

いった経験がある、ジーンソック、そもそも使い

方がわからないというところではなくて、ある程

度この操作になれている、こういう機関を選んだ

ということをございます。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

委員のお考えはごもっともでござります。た

めに、これに関して、政務官の方から、ぜひ厚

労省としてもそういう取組に広げていただきたい

というふうに思ふんですが、御所見があれば一言

いただきたいと思います。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

委員のお考えはごもっともでござります。た

うことは承知しておりますが、きょう議論したいのは、検査を行った分については公費負担になるということであつて、検査に備えて在庫を抱える、そしてそれを維持するという部分については医療機関負担になつてしまつてあるんじやないかという懸念がございます。

そこでお伺いいたしますが、ぜひ、今の状況を考えれば、そういった経済的な負担を理由に検査体制が整わないといった事態は絶対に避けなければいけないと思いますので、在庫の確保、維持管理についても政府として何らかの支援を行つてみるのかどうか、このあたりの事実関係について御確認をしたいと思います。

○小島大臣政務官 様お答え申し上げます。在庫管理については、今、そこまでの把握といいますか、今回御質問がなかつたので準備ていませんけれども、PCR検査に係る費用につきましては、御指摘の検査試薬の費用を含め、行政検査として行うPCR検査につきましては、費用は全額公費で行うこととしております。

医師の判断で実施される保険適用のPCR検査につきましても、感染拡大防止という公衆衛生目的として実施する観点であることから、都道府県等から行政検査を委託しているものとして取り扱っております。今回の補正予算に計上しているところでございます。

繰り返しになりますけれども、引き続きこれらの取組を強力に推進することで、医師が必要と判断した場合には確実に検査を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

○浅野委員 通告のときには、在庫部分も含めて手当をしてほしいという要望は伝えておりましたので、今の答弁は答弁でわかるんですが、ぜひ、厚労省としては、検査費用の公費負担だけではなくて、医療機関がしっかりと備えられるような部分もサポートを御検討いただきたい。そして、今、そういった部分に手当ができるいるのかも含めて、政務官御自身でぜひ一度確認をしていました

だきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

では、PCR関連の質問は以上になりますので、厚労省の皆様はここで御退席いただいて結構でございます。

続いて、新型コロナの影響を受けた事業者などへの支援の拡充について質問をさせていただきたいと思います。

本日の資料四の方をごらんいただきたいんですけれども、資料四には、緊急事態宣言の延長を受けた全国知事会の提言の一部を記載してございます。また同様に、資料五の方には、中小企業家同友会の提言の一部を記載しております。どちらも、厳しい経営状況を支えるためのさらなる支援を求めるような内容が掲載してございます。また、資料には掲載してありませんけれども、共同通信社が四月に実施をした世論調査においても、体業期間の長期化を受けた損失に対し国からのさらなる支援を求める声が八二%と、圧倒的な多数を占めている結果でした。

まず、大臣にお伺いいたしますけれども、こうした世論に対してどのような受けとめをされているか、特に現状の支援体制で十分だというお考えを持つているとは私は感じ取ることはできないんですけど、そこ現状の支援体系で十分かどうかについても、もし御所感をいただけたらと思いま

す。

○梶山国務大臣 今回のコロナウイルス感染症の終息が見通せないという状況の中で、経済の落ち込みも継続することが見込まれております。そういった中で、政府の事業者向けの支援策について、国民の皆様、各層から厳しい声が上がつてゐることも十分に承知をしております。全国約三百五十八万者の中小企業、小規模事業者が雇用の七割を支える経済の屋台骨でありまして、新型コロナウイルス感染症による影響はこうした中小・小規模事業者にもいや応なく厳しい影響を与えていらっしゃると思っております。

今回の経済対策をするに当たり、一週間をかけ

て、各地域、各産業、さまざまな規模の企業からもヒアリングをいたしました。そういった中で、従来の補助金とかではなくてやはり給付をしてほしこういうような話がありました。

これまで例のないことではありますけれども、財務省との交渉もし、また、そういった中で四月末の補正予算の成立で持続化給付金が実現をしたわけでありまして、これは実現するだけじゃなくて一刻も早く皆さん的手元に届けなくちゃならないという思いで、今、経産省を挙げて作業に当たつているわけでありますけれども、五月一日から受け付けを開始して五月八日から給付を開始したと

ささらにまた、これを給付することによって、私たちにもやはりこういうものが欲しい、ほかの、こここの範疇に入らない方々からもそういうお話をあります。また、こんなものでは足りないという声もあります。そういったものも十分、SNSまたコールセンター等の声を聞きながら対応をしてまいりたいと思っておりますし、これで十分だと私は自身は思っておりません。やはり、経緯を見ながら、推移を見ながら、しっかりと対策をして企業を守つてしまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございました。現状で決して十分ではないということで、まずその共通認識から今後の議論を進めていきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、持続化給付金を取り上げていきたいと思います。

まず、基本的なことを伺いますが、この持続化給付金の支給要件の中に、全業種共通で、減収が前年度同月比マイナス五〇%以上という要件がございます。まずは、このマイナス五〇%という数字がなぜそのように決まったのか、その根拠を御説明いただきたいと思います。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。今般の持続化給付金でござりますけれども、戦後最大、最悪ともいうべき経済危機に直面してい、るという理由で、従来からやつて來たような融資

とかあるいは補助金とかあるいは税、こういったものではなくて、使途に制限のない現金の給付といふ、これまでに前例のない思い切った手段を初めて講じるということでございます。

これは、今申し上げた補助金であるとか融資であるとか税制、こういったこれまでの政策手段の総動員ということすら超えた対応であることでござりますので、とりわけ厳しい経営状況にある事業者を対象にするものとして、売上高が半減といふことを要件としてさせていただいた次第でございます。

一方、売上げ半減という要件を少しでも満たしやすくするようにと申しますか、事業者は、二〇二〇年一月以降、ことしいつぱいの任意の一月を選んで半減していることを示せばよくしておりますし、また、特定の季節に売上げが集中している方も実際にはおられます、そういう方に對しては、その実情に合わせて柔軟に申請いただけるよう仕組みを工夫しております。

こういったことで、できる限り幅広い事業者の方にこの持続化給付金を御活用いただきたいといふふうに考えております。

○浅野委員 今のお答弁の中では、経営状況がとりわけ厳しい方々を意識して五〇%という発言がございましたが、私が聞きたかったのは、厳しいから五〇%なのがなぜなのかという部分でして、その五〇%を満たしやすくする配慮をさまざまつていただいていることに対する感謝を申し上げたいたいと思いますけれども、なぜ五〇%なのかという部分について、ちょっとこれから、資料を使いながら私なりの考え方をお伝えできればと思つております。

まず、資料六をごらんいただきたいと思います。この資料では、中小企業の売上高と損益との関係を簡単にまとめた表を掲載してございます。

紙面左下の表をごらんいただくと、業種別の損益分岐点売上高比率というものが掲載してござります。この損益分岐点売上高比率とは何なのかと

〇〇とした場合に、この数字がどれだけ低下するかと固定費と収支どんどんになるかという指標を数値化したものであります。

例えば、一番上の飲食サービスの業態に関しては、直近の二〇一九年度の値ですと九一・八といふ数字になつております。つまり、売上高が、通常一〇〇だとしたものが九一・八まで下がると固定費とともになつてしまふ、利益が出てこない、更にそれを下回れば、その分赤字になるというようなものであります。三番目の宿泊業、今世間では本当に厳しい業態であるというふうに連日報道されておりますが、宿泊業についても同様な数値となつております。

さらに、この飲食サービスと宿泊業について特出したものが右側の表になつております。こちらでは資本金規模別にあらわしておりますが、資金の規模が小さな企業に関しては、先ほど九一・八だったものが九七とか九八、九九、こういった数字が並んでおりまして、ちょっと売上げが下がつただけでもふだんの固定費が払えなくなるような実態であることがごらんいただけるかと思います。

この表を見ていただくと、本当に現場の皆様がいかにぎりぎりな状態の中で平时に頑張つていらっしゃったかということがよくわかると同時に、このマイナス五〇%という指標がどれだけ酷い指標なのかというのも少し御想像いただけるのではないかなどというふうに思います。

この資料六の上の四角にも書いてござりますが、マイナス五〇%の売上げ減を見きわめてから持続化給付金を受け取つても、負担すべき固定費負担が膨らみ過ぎて、給付金ではとてもどつて、雇用の維持、そして倒産、廃業を防ぐだけの十分な措置とは言えないと、そういうのが世論の見解でございます。

ぜひ大臣にはお願ひしたいところなんですが、現場からは本当にさまざま悲鳴が聞こえてきてると思います。四月だったものが、五月いっぱいまで緊急事態宣言が延びて、その後も客足がい

つ戻るのかわからない、そんな環境の中で更に借金を重ねる勇気はないというのが実際の中小企業の経営者の気持ちなんですね。

ですから、この持続化給付金について、できる限りなら、業種別に複数の基準を設けることも含め、支給要件を更に緩和そして拡大していただきたいと思つています。ぜひ、これは多くの国民の思ひだと思いますので、大臣の御見解をいただければと思います。

○梶山国務大臣 先ほども申しましたけれども、この給付金を開始するに当たりまして、コールセントレー、問合せ等もありますけれども、御意見も伺うためのコールセンターも兼ねておりますの

SNS等でも聞こえてまいります。そういつた五〇%に対する御意見があることも十分に承知をしておりますので。

この給付金、家賃にも使うことができる、使用制限なしということで始まつたものでありますけれども、そういう中で、また、家賃の制度についてのやりとりというものを与野党でもしているものだと承知をしております。

厳しい状況というのをしっかりと勘案した上で、また次の政策を考えてまいりたいと思っております。

○浅野委員

本日の資料九の方には、先日の予算委員会で国民民主党の玉木代表が用いた資料を掲載してござります。

今野党側も、与野党側の皆さんと同じように、さ

この実施をしていただきます民間事業者、メーカー、小売、卸等々の何者かのコンソーシアムになる、組んでいただくということになろうかと思いますが、それぞれの企画提案を今公募しているまざまな追加支援策を検討して提案をしておりま

すし、与野党協議会の中で議論が深められて

いる状況でございますので、大臣におかれましては、

国会の声をぜひ真摯に受け取つていただき、何よりも現場の声に耳を傾けていただきたいといふふうに思います。

では、最後のテーマであります在庫情報のア

ルタイム共有に向けた基盤整備事業というものについて、二、三質問をさせていただきたいと思

ます。

資料十をごらんいただきたいと思います。

今回のコロナ禍で、皆さんもみずから御体験をされてるかと思いますが、マスク、そしてトイ

レットペーパーを始めとする日用品がありとあら

ゆる場所で品薄となりまして、どこに行つても

売つていないというような状況がいまだに続いて

いる地域もあります。そのとき、多くの国民が、

柔軟として迅速な物資補給の必要性、重要性とい

うのを今痛感していらっしゃる方がたくさんいる

んだと思います。

それを受けて、経済産業省の令和二年度の補正予算の中では、在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業というのを予算化されております。これが実現すれば、全国の在庫情報をリアルタイムに共有して、緊急時においても適時適切な物資供給が促進されることから、消費者の立場に立つてみてもこの取組には期待したいと私は思つております。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

まずお伺いしたいのは、この事業のスケジュ

ル観、そして現時点での進捗状況についてお答えをいただけますでしょうか。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきました在庫情報のリアルタイ

ム共有に向けた基盤整備事業ということで、令和二年度補正予算成立後、直ちに準備にかかるござります。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

この実施をしていただきます民間事業者、メー

カー、小売、卸等々の何者かのコンソーシアムに

なる、組んでいただくということになろうかと思

いますが、それぞの企画提案を今公募してい

ます。

○藤木政府参考人 まず、一つ一般論として申

上げますと、どこにどれくらい在庫を抱えている

かというのは、事業者にとって経営上あるいは

競争上大変重要な情報でございまして、これを一

般に公開するということはなかなか難しいのでは

ないかというふうに思つてござります。

また、委員御指摘の台湾の事例に関しまして

も、マスクに関しまして、これは、流通、生産、

これを台湾の政府の方で全て管理するという形

で流通量が公開されているということをござい

ただ、もう一步踏み込んでいただきたいといふのがこれから御提案でございますが、例えば台湾、ニュースにも出ておりましたが、台湾では、マスク不足が顕在化した後に、市場に出回っている店舗ごとの在庫情報が消費者のスマートフォンアプリから確認できるようなオープンデータシステムを、政府が主導して構築をしました。非常にこれが世界的に高い評価を得たという事実は、皆さんも御存じの方が多いんじゃないかなと思うんですが、やはり、こういった消費者目線に立った情報提供のプラットフォームとしても、この事業を育していくべきじゃないかというふうに思つております。

現状、この資料十に掲載されている右下の絵を見ますと、ちょっと私が追記した赤字の部分は無視していただきのあれば、メーカーと卸業者、そして小売業者の間で在庫情報が共有されるシステム構成となつております。ですから、事業者間の在庫情報の共有はできても、その情報は消費者には行かないようなシステム構成になつているんですが、これから、自然災害やこういった感染症、ありとあらゆる緊急事態が起つた際に、また今回のマスクのように、この商品が手に入らない、必要な手に入らないとかいう状況にならないとは決して思いませんので、ぜひ消費者にもこの情報を提供できるようなプラットフォームを構築するべきだと考えてるんですけれども、これに対して、政府の御認識をお伺いしたいと思います。

○藤木政府参考人 まず、一つ一般論として申

上げますと、どこにどれくらい在庫を抱えている

かというのは、事業者にとって経営上あるいは

競争上大変重要な情報でございまして、これを一

般に公開するということはなかなか難しいのでは

ないかというふうに思つてござります。

また、委員御指摘の台湾の事例に関しまして

も、マスクに関しまして、これは、流通、生産、

これを台湾の政府の方で全て管理するという形

で流通量が公開されているということをござい

まして、なかなか、直ちに在庫情報を一般の消費者の方に公開するという形に結びつけるのは難しいのではないかと思つております。

一方で、御指摘のよう、緊急時、災害時において、どこにどれくらい、例えば、支援物資が在庫されていて、それがどのように搬出可能なのか、ということを把握することは、これは政府にとりまして、あるいは関係の事業者にとりまして、大変重要でございまして、まずは、こういったところでの情報共有の仕組みをつくり上げる、こういったところから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

とがございました。私もそれは承知をしておりま
す。やはり、そういうた環境の中で、事業者同士が協力をしてながら、円滑迅速な物資補給を実現するためには、こういう事業をこれから立ち上げるということですから、その壁を一つ越えなきやいけないということです。されば、ぜひそれは頑張っていただきたいと思います。

その一方で、私が消費者に対する情報提供と申し上げたのは、何も企業が持つていて在庫情報を全て消費者に開示しろと言っているわけではなくて、台湾のように、店頭に並んでいる物量だけでもいいので公開したらどうかという提案なわけであります。

たゞ、それをやはり納税者である国民の皆様の利益にもつなげるためには、集めた情報のうち、例えば店頭に並んでいる在庫情報だけでも国民に開示できるようになるのであれば、これは政府、事業者そして国民全員が利益を享受し得るようなシステムになる可能性があるんじやないか、そのように思つておりますので、ぜひ、この予算の権限

内ではないのかかもしれません、これを足がかりに、これからそういう事業を発展させていくつてただきたいと思うんですが、大臣、もし御所見があれば、よろしくお願ひします。

○梶山国務大臣 このコロナ危機、まだ続いておりますが、この中で、他国の例を見て見習わなければならぬということも多々あつたと思つております。台湾の例を挙げられましたけれども、今度は消費者側からすると、そこに混乱が起きないようにするためにどうしたらしいのかということです、IDがあつて、配給制で、その地域に住む人たちに置いてある店舗を教えているということであります。ですから、消費者側、メーカー、小売側全部が協力をし合つてできているということと、そこの中に国が介在しているということがありますけれども、そういう状況であつたと思つております。

どういうインフラを整えなければならないか、どういう業界に対してどういう理解を得なければならないかということも含めて、今回のさまざまな気づいた点、進められるような努力をしてまいりたいと思っております。

○浅野委員 以上です。終わります。ありがとうございました。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党的笠井亮です。

早速質問に入ります。

政府による緊急事態宣言が、全国を対象に、五月七日以降三十一日まで延長されました。この間の補償なき自粛、休業要請によって、暮らしも商売も経済も急速に悪化しております。収入がゼロになつた、売上げが落ち込み家賃も払えないなど、全国各地から悲鳴が上がつて、そして、廃業、倒産や経営破綻が急増をしております。宣言を延長するからには、後手後手の対応ではなくて、PCR検査と医療体制の抜本的強化、それとともに、暮らしと業界を守る手立てを迅速にとるべきだと強く言いたいと思います。

そこで、梶山大臣に伺います。

○梶山国務大臣 同様の思いであります。

○笠井委員 そこで、五月一日から持続化給付金の申請受け付けが開始をされました。中小業者や個人事業主、フリーランスなどを対象にしたものでありますけれども、まず中小企業庁に伺います。この十日間余りになると思うんですけども、実績がどうなつていて、受給の申請件数、実際に振り込まれた件数はそれぞれ何件でしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

持続化給付金でございますけれども、五月の一日から申請の受け付けを開始しております。初日には約五万六千件、その翌日には約二十万件の申請を受け付けておりまして、十一日までの合計で、七十万件以上の申請を受け付けていたところでございます。このうち約二万七千件については、事業者の皆様のお手元に既にお届けしております。

○笠井委員 届けている総額は、今、二万七千件で幾らになりますか。

○奈須野政府参考人 約二百八十億円でござります。

○笠井委員 五月一日の申請初日には、ある意味申込みが殺到した。そして、一日目、二日目と件数も言われました。何度アクセスしてもエラーになつてつながらない、問合せ電話もつながらなくて、どうすればいいか確認も相談もできないという状況が起つた。こういう状況が生まれたという点でいうと、やはりいかに多くの方が望んでいたかということを逆に示しているんだと思いま

そこで、大臣に伺います。

今、七十万件以上、二百八十億円が二万七千件に対して振り込まれたという報告がありましたがこれども、持続化給付金が届いたのは、まだ一部にすぎないということになつてゐると思うんです。当事者からは、最高二百万円、一百万円、しかも一回きりというのでは間尺に合わないとか、あるいは、前年同月比の売上げが三割、四割減つているだけれども対象にされなかつたという声があちこちで起つてゐるということがあります。フリーランスの方々からも、門前払いにされたという相談が寄せられております。

持続化給付金について、総理は、私の四月二十七日の本会議の質問に対しても、「休業を余儀なくされた事業者のみならず、大きな困難に直面している事業者の皆さんを幅広く対象に支援を行うもの」というふうに答弁されたわけですが、実際にスタートした制度というのは必ずしもそうなつていいなんじやないかと。

大臣、これで幅広く支援するものだと胸張つて言えるかどうか、この点はいかがでしようか。

○梶山国務大臣 先ほどのやりとりでも言わせていただきましたけれども、この政策を取り入れるに当たつて、さまざまな業種、さまざま規模の会社、また各地域の方々からヒアリングをしました。そういった中で、補助金ではなくて給付が欲しい、現金が欲しいというお話があつて、どうしたらできるかということをずっと模索をしながら、この前の補正予算で成立をしたということですります。

そして、迅速に届けるということも非常に重要な要素であると思っております。

そういった中で、事業、そして売上げという形での線引きをさせていただいた部分もございます。さらにもう、一見でわかるような形で審査が通るようにという形で、事業所得があり、また、そういうたものを、今度は、確認としては、口座の確認とか名前の確認とか細かいところもありますればれども、できるだけ早く、原則二週間と私は